

令和7年度第1回福島地方最低賃金審議会

令和7年6月9日（月）15：00～
福島第二地方合同庁舎
1階共用会議室

次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 審議会委員紹介
- 4 議事
 - （1）会長及び会長代理の選出について
 - （2）福島地方最低賃金審議会運営規程について
 - （3）福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
 - （4）審議会議事録確認者の指名について
 - （5）配布資料の説明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和7年度第1回福島地方最低賃金審議会 会 議 資 料 目 次

(資料No.)	(頁)
1 福島地方最低賃金審議会委員名簿（第52期）	1
2 福島地方最低賃金審議会運営規程（案）	2
3 令和6年度中央最低賃金審議会及び福島地方最低賃金審議会開催状況一覧	5
4 令和6年度地域別最低賃金額一覧（全国）	7
5 要請・意見書	
・2025年度最低賃金行政に関する要請書 （日本労働組合総連合会福島県連合会）	8
・2025年度最低賃金行政等に関する要請書 （日本労働組合総連合会）	11
・最低賃金に関する要望 （日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、 全国中小企業団体中央会）	14
・最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、 および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書 （全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、 福島県労働組合総連合）	17
・福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の 提出者一覧（県、市町村議会）	19
・「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」 （抜粋） 福島市議会、郡山市議会	21
6 2025年度特定最低賃金額改正申出の意向表明書	
（1）福島県非鉄金属製造業最低賃金	23
（2）福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	24
（3）福島県輸送用機械器具製造業最低賃金	25
（4）福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	26
（5）福島県自動車小売業最低賃金	27
7 リーフレット	
・最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ（厚生労働省・経済産業省）	
・賃金引き上げの支援策（厚生労働省）	
・令和7年度業務改善助成金（厚生労働省）	

福島地方最低賃金審議会委員名簿（第52期）

令和7年4月1日現在

区分	氏 名	現 職
公益代表	熊 沢 透	福島大学経済経営学類 教授
	竹 田 香 織	福島学院大学マネジメント学部 地域マネジメント学科 講師
	橋 本 寿	公認会計士
	元 井 貴 子	桜の聖母短期大学キャリア教養学科 准教授
	森 谷 吉 博	弁護士
労働者代表	塩 澤 基	電機連合福島地方協議会 事務局長
	高 橋 誉	テクノメタル労働組合 執行委員長
	田 崎 雅 人	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
	只 野 知 子	フレスコキクチ労働組合 中央執行員
	松 本 瑛 貴	JAM南東北福島県連絡会 事務局長
使用者代表	安 達 和 久	福島県商工会議所連合会 常任幹事
	大 内 淳 子	有限会社ユニオンリング 代表取締役
	金 子 市 夫	福島県商工会連合会 専務理事
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会 理事
	鈴 木 勉	福島県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事

※名簿は五十音順

福島地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目 的）

第1条 福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規程により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を福島労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

〈付帯決議〉

- 1 本運営規程第 6 条第 1 項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。

また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当り、公開することについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。

- 2 本運営規程第 7 条第 2 項の規定に基づきその一部又は全部を非公開とすることができる議事録及び会議の資料は非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。

令和6年度 中央最低賃金審議会等開催状況一覧

福島労働局

件名	第1回		第2回	
	6. 6. 2 5		6. 7. 2 5	
本 審	・目安について（目安額諮問）		・改正の目安答申（引き上げ額Aランク+50円、Bランク+50円、Cランク+50円）	

件名	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	
	6. 6. 2 5		6. 7. 1 0		6. 7. 1 8		6. 7. 2 3		6. 7. 2 4	
小委員会	・改定の目安について		・改定の目安について		・改定の目安について		・改定の目安について		・改定の目安について	

令和6年度 福島地方最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回	
	6. 6. 1 4	6. 7. 2	6. 7. 2	6. 7. 2 9	6. 7. 2 9	6. 8. 9	6. 8. 2 7	6. 9. 3 0	6. 1 0. 2 8					
審議会	・審議会運営規定の 確認 ・専門部会の設置、廃 止 ・議事録確認者の指 名	・最低賃金改正決定諮 問 ・審議会令6条5項の 適用 ・参考人意見聴取	・中賃目安の伝達 ・労使の意見表明 ・特定最低賃金必要性有 無諮問	・専門部会審議結果報告 ・県最賃改正に係る金額審 議（+55円） ・局長あて答申 ・特定最低賃金必要性審議 及び答申（2業種必要性有 り、非鉄、電子、計量器継 続審議） ・特定最低賃金改正決定諮 問、専門部会の設置、6条 5項の適用（全会一致のみ 可）	・異議申し出に係る諮問 ・異議申し出に対する諮 問（8月9日答申どおり） ・特定最低賃金3業種必 要性審議（非鉄は必要性 有り、電子、計量器は継 続審議）	・特定最低賃金2業種 必要性審議、参考人意 見聴取	・特定最低賃金2業種 必要性審議、必要性無 し答申							

最賃専門部会	第1回		第2回		第3回		第4回	
	6. 7. 2 6. 8. 9 9 5 5 円 5 5 円（6. 1 1 %） 6. 1 0. 5	6. 7. 1 9	6. 7. 3 0	6. 8. 5	6. 8. 9			
諮問 答申 時間 引上額 発効日	・部会長 熊沢委員 選出 ・代理 森谷委員 選出 ・専門部会運営規程の確認 ・専門部会議事録確認者の 指名	・参考人意見聴取 ・金額審議	・労使協議	・金額審議 ・労使協議 ・公益最低採決 （+55円）				

令和6年度 特定最低賃金専門部会開催状況一覧

業 種	諮 問 答 申 時間額 引上額 発効日	第1回		第2回		第3回		
		6. 9. 26 (合同)		6. 10. 8		6. 11. 6		
非鉄金属製造業	6. 8. 27 6. 11. 6 996円 51円 (5.40%) 7. 1. 4	・部会長 森谷委員 選出 ・代理 元井委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否(可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 ・議事録確認者の指名		・金額審議		・金額審議 ⇒ 全会一致 (+61円)		
電子部品等製造業	880円⇒955円 4. 12. 30 6.10.5から地賃適用							必要性無しのため審議に至らず
造業送用機械器具製	6. 8. 9 6. 10. 23 1,005円 51円 (5.35%) 6. 12. 21	第1回 6. 9. 26 (合同) ・部会長 熊沢委員 選出 ・代理 橋本委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否(可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 ・議事録確認者の指名	第2回 6. 10. 4	・金額審議	第3回 6. 10. 23	・金額審議 ⇒ 全会一致 (+51円)		
計量器等製造業	928円⇒955円 6. 1. 12 6.10.5から地賃適用							必要性無しのため審議に至らず
自動車小売業	6. 8. 9 6. 10. 31 1,020円 60円 (6.25%) 6. 12. 29	第1回 (合同) 6. 9. 26 (合同) ・部会長 長谷川委員 選出 ・代理 森谷委員 選出 ・専門部会運営規程の審議 ・審議会令6条5項適用の可否(可) ・参考人意見聴取実施(無)決定 ・議事録確認者の指名	第2回 6. 10. 1	・金額審議	第3回 6. 10. 31	・金額審議 ⇒ 全会一致 (+60円)		

令和6年度 地域別最低賃金額一覧

福島労働局作成

都道府県 名	ラン ク	前年度 決定金額 【円】	目安額【円】	目安比較	引上げ額 【円】	答申金額【円】	発効年月日	備考
北海道	B	960	50		50	1,010	2024年10月1日	
青森	C	898	50	+5	55	953	2024年10月5日	
岩手	C	893	50	+9	59	952	2024年10月27日	
宮城	B	923	50		50	973	2024年10月1日	
秋田	C	897	50	+4	54	951	2024年10月1日	
山形	C	900	50	+5	55	955	2024年10月19日	
福島	B	900	50	+5	55	955	2024年10月5日	
茨城	B	953	50	+2	52	1,005	2024年10月1日	
栃木	B	954	50		50	1,004	2024年10月1日	
群馬	B	935	50		50	985	2024年10月4日	
埼玉	A	1028	50		50	1,078	2024年10月1日	
千葉	A	1026	50		50	1,076	2024年10月1日	
東京	A	1113	50		50	1,163	2024年10月1日	
神奈川	A	1112	50		50	1,162	2024年10月1日	
新潟	B	931	50	+4	54	985	2024年10月1日	
富山	B	948	50		50	998	2024年10月1日	
石川	B	933	50	+1	51	984	2024年10月5日	
福井	B	931	50	+3	53	984	2024年10月5日	
山梨	B	938	50		50	988	2024年10月1日	
長野	B	948	50		50	998	2024年10月1日	
岐阜	B	950	50	+1	51	1,001	2024年10月1日	
静岡	B	984	50		50	1,034	2024年10月1日	
愛知	A	1027	50		50	1,077	2024年10月1日	
三重	B	973	50		50	1,023	2024年10月1日	
滋賀	B	967	50		50	1,017	2024年10月1日	
京都	B	1008	50		50	1,058	2024年10月1日	
大阪	A	1064	50		50	1,114	2024年10月1日	
兵庫	B	1001	50	+1	51	1,052	2024年10月1日	
奈良	B	936	50		50	986	2024年10月1日	
和歌山	B	929	50		51	980	2024年10月1日	
鳥取	C	900	50	+7	57	957	2024年10月5日	
島根	B	904	50	+8	58	962	2024年10月12日	
岡山	B	932	50		50	982	2024年10月2日	
広島	B	970	50		50	1,020	2024年10月1日	
山口	B	928	50	+1	51	979	2024年10月1日	
徳島	B	896	50	+34	84	980	2024年11月1日	
香川	B	918	50	+2	52	970	2024年10月2日	
愛媛	B	897	50	+9	59	956	2024年10月13日	
高知	C	897	50	+5	55	952	2024年10月9日	
福岡	B	941	50	+1	51	992	2024年10月5日	
佐賀	C	900	50	+6	56	956	2024年10月17日	
長崎	C	898	50	+5	55	953	2024年10月12日	
熊本	C	898	50	+4	54	952	2024年10月5日	
大分	C	899	50	+5	55	954	2024年10月5日	
宮崎	C	897	50	+5	55	952	2024年10月5日	
鹿児島	C	897	50	+6	56	953	2024年10月5日	
沖縄	C	896	50	+6	56	952	2024年10月9日	
全国加重平均額		1,004	50			1,055		

2025年3月31日

福島労働局長

岡田直樹 殿

組合総連合会福島県連
長 澤田 精

2025年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように「賃金の最低額を保障する」ことによって、「労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあります。

連合福島は、これらの目的および最低賃金法の趣旨に照らし、どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働き方に見合った水準となるよう賃金の底上げと、格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、公労使の三者構成原則のもと、真摯な議論を積み重ねることが重要であると認識しています。

福島県の最低賃金近傍で働く者にとっても、段階的な物価上昇は家計の負担に追い打ちをかけ、生活への不安は高まるばかりであります。また、春闘によって動き始めた賃金上昇は、経済・物価を安定した巡行軌道に乗せることが目的であり、最低賃金も社会を変える動きと同調する必要があります。

時給955円では年間2,000時間働いても年収190万円です。福島県において最低限の生活が可能な水準、連合リビングウェイジでは時間額1,130円が必要と算出しています。連合福島は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、早期に「誰もが時給1,000円」到達を目標に取り組みを強化しています。

とりわけ、影響を受けやすい中小企業や短時間・有期・契約等で働く者といったセーフティネットの脆弱な層ほど、より深刻な影響が表れています。

以上の観点から、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の実効性ある水準への改善をはかるため、行政の立場からの積極的な対応をお願いしたく、以下の通り要請します。

1. 福島県最低賃金の改正について

(1) 最低賃金の水準引き上げについて

地域別最低賃金は2024年度の改定で、16都道府県が1,000円に到達したが、福島県は955円であり到達していない。近隣各県との格差が圧縮し、段階的な物価上昇を考慮した、最低生計費を担保する賃金水準に向



け、連合リビングウェイジ福島県 1, 130 円の確保に努め、早期に「誰もが時給 1, 000 円への引上げ」に相応の引き上げを行うこと。

(2) 最低賃金の発効日について

早期の最低賃金引上げ発効は、全労働者の利益となる。審議開催及び答申の日程設定に配慮し、早期発効（10月1日）となるような審議運営に努めること。

2. 特定（産業別）最低賃金の改正について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中であっても、何ら変わることはない。

公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化と、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定（産業別）最低賃金の意義や必要性は高まっている。

公労使はその重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向け、審議会運営の進め方等も含め真摯な議論を尽くす必要がある。よって、当該労使の意見を十分に踏まえた審議が行えるよう、運営に向けた指導を徹底すること。

(2) 特定（産業別）最低賃金の発行について

発効日については、年内発効をめざし審議日程調整に努めること。

3. 最低賃金審議会の運営について

最低賃金審議会においては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準等を十分考慮し、引き上げ額だけではなく、より絶対水準を重視した審議を進めること。また、公労使三者が、真摯な話し合いを通じ、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案し「地質の自主性」が発揮されるよう、行政として円滑な審議会運営に向け、指導を徹底すること。

4. 法令の周知と監督行政の強化について

(1) 派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用について

派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されることについて周知を図り、行政指導を強めること。

(2) 最低賃金の履行確保のため監督の強化

最低賃金の履行確保のため監督にあたる要員の増強及び監督体制の抜本的強化を図ること。また、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、ハイヤーおよびタクシー運転手並びに外国人技能

実習生等に関する法令違反摘発に必要な関係当局との連携をより強化すること。

(3) 中小企業・小規模事業者の支援強化

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう企業間格差是正に向け、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担を支援し、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備に務められたい。とりわけ、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」の連携を強化し実行力を高め、人件費を含めた価格転嫁の後押しに努めること、合わせて、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正に伴う監督・指導に務めること。

5. 最低工賃（内職等）の賃金改正について

地域別最低賃金ならびに特定最低賃金改正審議は毎年行われている。したがって最低工賃（内職等）の金額改正審議についても毎年行うこと。

以上

2025年6月3日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

2025年度最低賃金行政等に関する要請書

2025年度の春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、212円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。今年の改定では全都道府県で確実に1,000円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。
- 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。
- また、審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。
- 地域別最低賃金の審議が遷延した際でも、特定（産業別）最低賃金にかかる審議が十分なスケジュールを確保し円滑に運営されるよう、日程調整等は地域別最低賃金審議の進捗に依らず前もって行うこと。
- 特定（職業別）最低賃金について、労使のイニシアティブを担保しながら具体的な論点整理を開始すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁

および地方自治体に対して指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

以 上

最低賃金に関する要望

2025 年 4 月 17 日
日本商工会議所
東京商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

実質賃金の上昇を実現し、日本経済を再び安定的な成長軌道に乗せるためには、雇用の約 7 割（三大都市圏を除くと約 9 割）を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。加えて、今般の米国の関税措置による受注減など、中小企業・小規模事業者の経営への影響も懸念される。

こうした中、最低賃金は 2 年連続で大幅な引上げとなり、中小企業・小規模事業者の経営に厳しい影響を与えている。また、政府が新たに掲げる「2020 年代中に全国加重平均 1,500 円」との目標についても、対応は極めて困難であり、設備投資や他の従業員の賃金抑制、さらには収益悪化による廃業・休業も検討せざるを得ない等の厳しい声が寄せられている。

法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を生じかねない。

こうした認識のもと、2025 年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1. 最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使双方参加の場での議論を

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及すること
は否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

2. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、中央が示す目安額や隣県との額差を過度に意識し、地域の経済実態を踏まえた議論がなされていないとの声も多く聞かれる。実態を踏まえない最低賃金の引上げは設備投資や全体の賃上げ抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の低迷を招く可能性も懸念される。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」をはじめ、補助金・助成金などあらゆる政策を総動員して、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする支援策の拡充を図られたい。とりわけ、人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援を措置されたい。

また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、内閣官房と公正取引委員会が連名で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「良いモノやサービスには適正な値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、いわゆる「年収の壁」を意識した就労調整を行うケースが増え、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかける結果となっている。現在進められている被用者保険制度の見直しにおいては、企業規模要件や5人以上規模の個人事業所の適用拡大が検討されているが、社会保障の全体的な改革を通じ解消を

図るとともに、「年収の壁」問題の根底にある第3号被保険者制度の将来的な廃止について、早急に国民の合意を得る努力が必要である。

併せて、年収の壁を意識しない働き方への支援施策について強化・拡充を図られたい。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する特定最低賃金については、都道府県ごとに適用されるものが現在223件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2024年度においては、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかったものが89件あり、うち75件は3年以上にわたり見直しがなされていない。形骸化した特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべきである。

以上

2025年6月3日

福島労働局

局長 岡田直樹様

全労連東北地方協議会

議長 高橋 正

全労連北海道地方協議会

議長 三上友衛

福島県労働組合総連合

議長 野木 茂

最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2024年の改定では、A～Cすべてのランクで50円の改定目安が示され、各地方での審議の結果、加重平均で1,055円となりました。しかし、最も高い東京都(1,163円)と最低額の秋田県(951円)では212円の差となり、同じ労働を同じ時間(月150時間)働いたとして月3万1,800円、年間で38万1,600円の差が生じます。また、加重平均額に達していない道県では、毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地域経済が疲弊していく要因となっています。そのような中で、複数の知事が最低賃金の大幅引き上げや格差解消などについて発言し、国に対して意見書を提出する地方議会が増加するなど、いま賃上げが地方政治の焦点となっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻し、地域での「経済好循環」を生みだします。

全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上が必要であることが明らかになっています。さらに、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは、1,700円、1,800円との結果も出ています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,500円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である

中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。石破政権は 2020 年代に最低賃金の全国加重平均を 1,500 円にすることをめざしていますが、これに対し、7 割を超える中小企業・小規模事業者が「対応が困難・不可能」と答える状況となっています（2025 年 1 月～2 月 日本商工会議所調べ）。また、最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,500 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度の改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
5. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
6. 福島地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
 - (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
 - (3) 福島地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
7. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

令和7年度 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出者一覧

提出者				意見書	議決年月日
県	1	福島県議会			
市	2	福島市議会	議長 萩原 太郎	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.26
	3	会津若松市議会	議長 清川 雅史	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.18
	4	郡山市議会	議長 佐藤 政喜	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.7
	5	いわき市議会			
	6	白河市議会	議長 石名 国光	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
	7	南相馬市議会	議長 鈴木 昌一	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.26
	8	須賀川市議会	議長 佐藤 瞭二	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	9	喜多方市議会			
	10	相馬市議会	議長 高玉 良一	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.19
	11	伊達市議会	議長 菅野 喜明	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.18
	12	二本松市議会			
	13	田村市議会			
	14	本宮市議会	議長 橋本 善壽	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.21
伊達郡	15	桑折町議会			
	16	国見町議会	議長 佐藤 定男	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
	17	川俣町議会	議長 高橋 道也	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.21
安達郡	18	大玉村議会	議長 押山 義則	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
岩瀬郡	19	鏡石町議会	議長 角田 真美	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.19
	20	天栄村議会			
南会津郡	21	南会津町議会			
	22	下郷町議会	議長 湯田 健二	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
	23	只見町議会	議長 佐藤 孝義	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	24	桧枝岐村議会			
耶麻郡	25	西会津町議会			
	26	磐梯町議会			
	27	猪苗代町議会			
	28	北塩原村議会			
河沼郡	29	会津坂下町議会	議長 赤城 大地	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
	30	柳津町議会			
	31	湯川村議会			
大沼郡	32	会津美里町議会			
	33	三島町議会			
	34	金山町議会	議長 五ノ井 義一	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.13
	35	昭和村議会			

提出者				意見書	議決年月日
東白川郡	36	棚倉町議会			
	37	矢祭町議会	議長 緑川 裕之	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.17
	38	埴町議会			
	39	鮫川村議会	議長 前田 武久	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.13
西白河郡	40	矢吹町議会	議長 藤井 源喜	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.18
	41	西郷村議会	議長 真船 正晃	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	42	泉崎村議会	議長 岡部 英夫	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.19
	43	中島村議会	議長 小室 辰雄	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.12
石川郡	44	石川町議会	議長 近内 雅洋	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.18
	45	浅川町議会	議長 水野 秀一	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.7
	46	古殿町議会	議長 緑川 栄一	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	47	玉川村議会	議長 小針 竹千代	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	48	平田村議会	議長 佐藤 孝雄	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.11
田村郡	49	三春町議会	議長 影山 初吉	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.13
	50	小野町議会			
双葉郡	51	広野町議会			
	52	檜葉町議会			
	53	富岡町議会			
	54	大熊町議会	議長 仲野 剛	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.14
	55	双葉町議会	議長 岩本 久人	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.18
	56	浪江町議会			
	57	川内村議会			
	58	葛尾村議会			
相馬郡	59	飯館村議会			
	60	新地町議会	議長 遠藤 満	県最賃引き上げと早期発効	R7.3.19
		県	1		
		市	13		9件
		町	31		16件
		村	15		7件
		計	60		32件

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2024 春季生活闘争では、賃金の引上げ率を33 年ぶりに定期昇給込みで5 %台の上昇を実現した一方で、中小組合では、定期昇給込みで4 %台に留まり、生活向上を実感している人は、決して多くない。

個人消費が依然として低迷している中、物価高騰が勤労者の家計を圧迫してきたことに加え、中小企業や適切な価格転嫁や取引が進んでいない産業などの多くの労働者には、この引き上げの流れが十分に波及していない状況がある。

賃金引上げと適切な価格転嫁や取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念もあり、最低賃金の近傍で働く者の暮らしは、厳しい状況が続いている。

社会や産業、企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた人への投資は不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、賃金も物価も上がらないというこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は、依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策である。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 石破総理の所信表明演説における2020年代に最低賃金の全国平均を1,500円とすることを目指すとした姿勢を重く受け止め、福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引き上げの原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた取引の適正化の定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと
- 3 最低賃金引き上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けた対応を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月26日

福島市五老内町3番1号

福島市議会議員 萩原 太郎

福島労働局長 井 口 真 嘉 様

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2024年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考える。

よって国においては、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

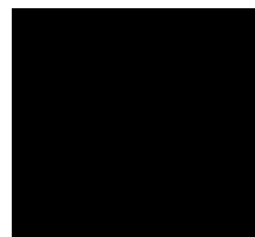
記

- 1 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。
- 2 原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃金引き上げ原資の確保を含めたサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた取引の適正化の定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと。
- 3 賃金の多寡と人口移動には相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として最低賃金引き上げに取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り審議を早め、早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約法制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月7日

郡山市議会



2025年 3月 31日

福島労働局長

岡 田 直 樹 殿

福島県相馬市太野台 1-2-1

I H I 労連相馬支部内

日本基幹産業労働組合連

福島県本部

委員長 遠 藤

「非鉄金属製造業最低賃金」の 2025年度金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「非鉄金属製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2025年（令和7年）7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、非鉄金属製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

（1）18才未満又は65才以上の者。

（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者。

（3）清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。

2. 金額改正の申し出をする理由

当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正されること。

また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要であること。



以 上

令和 7 年 3 月 3 1 日

福島労働局長

岡 田 直 樹 殿

福島県福島市仲間

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

福島地方協議会

議 長 鈴 木 重

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の
2025 年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2025 年 7 月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 才未満又は 65 才以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- (4) 小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

2. 金額改正の申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ 4 月以降金額改正がされる。未組織労働者や非正規雇用で働く労働者の賃金改正、格差改善が必要である。
また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争を確保し産業全体の健全かつ持続的な成長を促すと考える。
- (2) 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。



以 上

福島労働局
局長 岡田 直樹 殿

福島県いわき市泉町川字大剣 386
全日本自動車産業労働組合総連合会
福島地方協議会
議長 岩城 裕寛

「輸送用機械器具製造業最低賃金」の

2025年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「輸送用機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2025年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。
但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2. 金額改正申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。
- (2) 賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事。



以上

2025年3月31日

福島労働局

局長 岡田直樹 殿

福島県須賀川市茶畑町65
J A M 南 東 北
福島県労働会
会長 三 高 原

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具
・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の
2025年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正の申し出の準備を進めております。

申請時期としては、2025年（令和7年）7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2. 金額改正の申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保のうえで必要であること。
- (2) 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。



以上

福島労働局
局長 岡田 直樹 殿

福島県いわき市原町下川字大剣 386
全日本自動車販売労働組合総連合会
福島県地方協議会
販売部門連絡会
委員長 鈴木 克佳

「自動車小売業最低賃金」の

2025年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「自動車小売業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2025年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

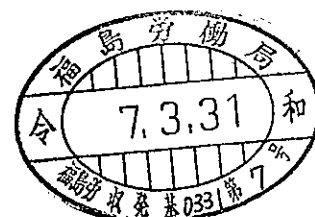
1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。
但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2. 金額改正申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。
- (2) 賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事。



以上